

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 1 6 9 号	東野 1 丁目 第 5 号線	東区東野 1 丁目 1 3 2 7 番 1 1	地先	
		東区東野 1 丁目 1 4 番 2 3	地先	
議第 1 7 0 号	重富 第 5 9 号線	東区画図町大字重富 2 7 1 番 3	地先	
		東区画図町大字重富 2 7 1 番 1 3	地先	
議第 1 7 1 号	所島 第 2 7 号線	東区画図町大字所島 4 4 5 番 1	地先	
		東区画図町大字所島 4 4 0 番 2 0	地先	
議第 1 7 2 号	御幸木部 3 丁目 第 9 号線	南区御幸木部 3 丁目 1 1 3 6 番 1 6	地先	
		南区御幸木部 3 丁目 1 1 3 6 番 5	地先	
議第 1 7 3 号	薄場 2 丁目 第 5 号線	南区薄場 2 丁目 6 6 0 番 4 6	地先	
		南区薄場 2 丁目 6 6 0 番 5 2	地先	
議第 1 7 4 号	中原町 第 4 6 号線	西区中原町 6 4 4 番 1 5	地先	
		西区中原町 6 4 4 番 9	地先	
議第 1 7 5 号	小山 4 丁目 第 1 4 号線	東区小山 4 丁目 1 2 9 7 番 9	地先	
		東区小山 4 丁目 1 3 1 5 番	地先	
議第 1 7 6 号	戸島西 3 丁目 第 1 0 号線	東区戸島西 3 丁目 3 3 8 7 番 8	地先	
		東区戸島西 3 丁目 3 3 8 7 番 5	地先	
議第 1 7 7 号	飛田 4 丁目八 景水谷 1 丁目 第 1 号線	北区飛田 4 丁目 8 2 番 5	地先	
		北区八景水谷 1 丁目 1 1 8 2 番 3	地先	
議第 1 7 8 号	大町 第 1 4 号線	南区富合町大町 9 2 8 番 5	地先	
		南区富合町大町 9 5 5 番 1	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第179号	大町 第16号線	南区富合町大町941番12	地先	
		南区富合町大町941番5	地先	
議第180号	南田尻 第19号線	南区富合町南田尻161番18	地先	
		南区富合町南田尻161番13	地先	
議第181号	藤山 第34号線	南区城南町藤山430番26	地先	
		南区城南町藤山430番34	地先	
議第182号	舞原 第49号線	南区城南町舞原266番8	地先	
		南区城南町舞原266番11	地先	
議第183号	岩野 第33号線	北区植木町岩野1267番13	地先	
		北区植木町岩野1280番16	地先	
議第184号	岩野 第34号線	北区植木町岩野315番31	地先	
		北区植木町岩野315番23	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望